

令和3年12月17日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。市長から、令和3年12月16日付、橋総第312号をもって、追加議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、15番 中本君、17番 小西君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第11号 市道路線の認定についての訂正の件

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第11号市道路線の認定についての訂正の件を議題といたします。

訂正の理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（西前克彦君）皆さま、おはようございます。

令和3年11月29日提出議案であります、議案第11号 市道路線の認定について ですが、路線名称に誤りがあったことから本議案を訂正したいので、橋本市議会会議規則第19条第

1項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。

訂正の内容としましては、議案書中、認定路線調書の分類1、番号1825の路線名称「あやの台北線」とありますところ、正しくは「あやの台北幹線」であります。「あやの台北線」を「あやの台北幹線」に訂正するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）これより、ただ今の説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第11号市道路線の認定についての訂正の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、議案第11号 市道路線の認定についての訂正の件 については、これを承認することに決しました。

この際、ただ今議案の訂正の承認をいたしました議案第11号について、経済建設委員会において審査するため、暫時休憩いたします。

（午前9時33分 休憩）

（午前9時45分 再開）

○議長（小林 弘君）再開いたします。

#### 日程第3 議案第10号 やどり温泉いやし

の湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第4 議案第11号 市道路線の認定について の2件

○議長（小林 弘君）日程第3 議案第10号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第4 議案第11号市道路線の認定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。  
経済建設委員会委員長、5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月9日の本会議において本委員会に付託された、議案第10号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第11号 市道路線の認定について を審査するため、12月13日及び17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、平成24年3月に開業した当該施設の使用料について、開業当初から消費増税に伴うものを除いて値上げをしていない。今後、物価の上昇等に指定管理者が柔軟に対応し安定的な経営を行うことができるよう、浴場使用料等の上限額を引き上げるものである。

委員から、今回の料金改定による130万円の収益の増加見込みについて、現在の施設利用者数に変更がないと仮定した計算になっている。改定後も同人数を維持するためには今以上に当該施設の魅力を発信していく必要があると考えるが、どのように発信していくのかとのただしがあり、当該施設のホームページなどで魅力ある食事、温泉を今以上にアピー

ルすることで新規顧客を獲得し、できるだけ現在の利用者数が維持できるよう指定管理者とともに取り組んでいきたい との答弁がありました。

当該施設利用者でリピーター（顧客数）はどの程度いるか とのただしがあり、詳細は把握していないが、回数券の利用は年間で1,200人から1,300人で、年間利用者の1割程度となっている との答弁がありました。

当該施設の利用はふるさと納税の返礼品となっているか とのただしがあり、現在は返礼品としての取扱いはないが、過去には返礼品となっていた。今後調整の上、再度返礼品として取り扱っていきたい との答弁がありました。

地元の方は何名雇用されているか とのただしがあり、10月時点、施設全体で支配人1名、正社員2名、パート、アルバイト11名の合計14名体制となっている。開業当初は地元の方も働いていたが、現在は高齢化により携わってもらうことが難しくなっているため、できるだけ近隣にお住まいの方に勤めてもらえるよう働きかけている との答弁がありました。

日帰り入浴の料金設定における当面とはどの程度の期間を想定しているか とのただしがあり、現時点ではいつまでという予定はない。今後の最低賃金の推移を見守りながら検討していくことになる との答弁がありました。

議案第11号は、現在本市で進めている新たな工業団地であるあやの台北部用地の開発に伴い、都市計画道路小峰台垂井線の整備を行うにあたり社会資本整備総合交付金を活用するため、あやの台北幹線及び平野山内幹線の市道認定を行うものです。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願

いたします。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長(小林 弘君)日程第5 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について を議

題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長、3番 南出君。

〔3番(南出昌彦君)登壇〕

○3番(南出昌彦君)皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月9日の本会議において本委員会に付託された、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第12号は、すみだこども園の指定管理者として、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、引き続き指定するものである。

なお、指定管理の候補者の選定にあたっては、アンケートによる保護者評価が高いこと、市職員による現地調査の評価が高いこと、当該法人の財務状況が健全であることから、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の指定管理候補者の選定の特例規定を適用し、公募は行っていない。

委員から、同法人との協定に基づき、市が登降園の送迎用バスを貸与しているが、利用者はどのくらいか とのただしがあり、1号認定の園児を送迎に使用しており、過去5年間の平均で1日当たり約37名の園児が利用している との答弁がありました。

送迎以外でのバスの使用について ただしがあり、園外保育で移動する際にも送迎用バスを使用している との答弁がありました。

送迎用バスのガソリン代はどうしているか とのただしがあり、同協定では、送迎に關

る経費について市が負担するとしているが、実情は年間のガソリン代全額を市が負担している。今後は、送迎に伴うものと送迎以外のものとのすみ分けをしていきたいとの答弁がありました。

2号・3号認定の園児数が定員を超えている状況について ただしがあり、働く保護者の増加により、2号・3号認定の園児が増えている。弾力運用により、幼稚園児の受入れ枠が保育園児の受入れ枠に移行することにより、施設定員内に収まっているとの答弁がありました。

現地調査では誰がどのようなことをするのかとのただしがあり、保育園園長経験者、幼稚園園長経験者及び栄養士が訪問し、午前中に保育観察や給食観察を行い、午後に園とのミーティングにおいて、それらの様子の改善指導等を行っているとの答弁がありました。

以上、委員会報告とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ちょっとだけ議事録に載せておきたいので、簡単に。委員長、あったか、なかったかで結構でございますので。今、報告にありました送迎の伴うバスのお話ですけど、今後すみ分けをしていきたいという答弁になっとるんですけど、例えば税金とかだったら過去何年遡って市は徴収するのにということを議事録に残しておきたいんですけども、過去遡って返してもらおうとか、そういった議論とか質疑はあったか、なかったか、その点だけお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）堀内議員のご質問ですけども、委員会ではそのような質疑はなかったと思います。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。